

# 岐阜県公報

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ  
一

号外 (三) 平成十九年十月十二日

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十三号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般  
各現地機関

### 岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。  
第十四条に次の一項を加える。

2 事務担当者に直接持参された文書は、直ちに文書取扱責任者に回付しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認められたものについては、事務担当者が前条の例により收受することができる。

第四十三条第六項に次のただし書を加える。  
ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認められたものについては、事務担当者が第一項及び第二項の規定の例により收受することができる。

### 附則

この訓令は、平成十九年十月十二日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日  
金曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

平成十九年十月十二日

平成十九年十月十二日印刷  
平成十九年十月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社